

令和7年度 事業実施方針

- I 令和7年度の貸付けについて
- II 令和7年度の資金調達について
- III 令和7年度の地方支援業務について
- IV 令和7年度のリスク管理及び内部統制について
- V 令和7年度の組織・体制について

地方公共団体金融機構

令和7年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、住民生活に密着した事業に対して長期・低利の資金を安定的に供給するとの使命のもと、引き続き地方債計画を踏まえ貸付けを行い地方公共団体の資金需要に的確に対応するとともに、このために必要な資金については国内外の金融市場から多様な手段を活用して安定的に資金調達を行う。併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

機構を取り巻く環境の変化については、国内において、日銀は令和6年3月にマイナス金利を解除して以降、2回の利上げを行うなど「金利のある世界」が到来する一方、国外では米連邦準備制度理事会（FRB）や欧州中央銀行（ECB）が金融引締めから緩和へと金融政策を転換するなど新たな局面を迎えている。加えて、各国の不安定な政治情勢や地政学リスクの顕在化、持続的な物価高騰など不確実性の高い環境のもと、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況が続いている。

このような状況のもと、機構の資金調達コストが増加することに伴い貸付金利が上昇することが見込まれるが、強固な財務基盤の下、安定的な経営を確保しながら、積極的な情報開示・投資家との対話を通じて資本市場における確固たる信認の維持・強化を図ることにより、有利な資金調達を実現し、地方公共団体に対して長期・低利な資金を安定的に供給する。

併せて、地方公共団体の健全な財政運営を支えるという視点の下、各種広報媒体等を活用した機構に対する理解の促進とともに、調査等を通じた人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの把握・分析に努め、地方支援業務等に適切に反映できるよう取り組む。

また、持続可能な地域社会の実現を目指すとの考え方の下、グリーンボンドの発行や地方公共団体への融資を通じたサステナブルな街づくりへの支援のほか、気候変動対応などのサステナビリティに関する取組を一層深化させ、積極的かつ分かりやすく発信していく。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方の共同資金調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和7年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある大きい事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業、こども・子育て支援事業等）や地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、さらには住民生活に密接に関連した公営企業や、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和7年度貸付計画の概要

改正後の令和6年度地方債計画及び令和7年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,000億円を計上する（令和6年度貸付計画額1兆4,700億円から1,300億円、8.8%の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及びこども・子育て支援事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する（令和7年度地方債計画上、臨時財政対策債は計上されていないが、令和6年度以前の同意債に係る貸付けを見込んでいる）。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を貸付規程等において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続の効率化に資する電子化の推進等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実に図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表 1)

令和7年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

区分		令和7年度	令和6年度	差引	増減率
事業等名		計画額(A)	計画額(B)	(A)-(B)=(C)	(C)/(B)×100
一 般 会 計 債	公 共 事 業 等	365	363	2	0.6
	公 営 住 宅 事 業	110	101	9	8.9
	学校教育施設等整備事業	301	273	28	10.3
	社会福祉施設整備事業	127	78	49	62.8
	一般廃棄物処理事業	278	187	91	48.7
	一 般 事 業	80	72	8	11.1
	地域活性化事業	94	89	5	5.6
	防災対策事業	119	100	19	19.0
	地方道路等整備事業	211	234	▲ 23	▲ 9.8
	合併特例事業	533	663	▲ 130	▲ 19.6
	緊急防災・減災事業	1,489	1,354	135	10.0
	公共施設等適正管理推進事業	1,575	1,396	179	12.8
	緊急自然災害防止対策事業	985	1,053	▲ 68	▲ 6.5
	脱炭素化推進事業	305	183	122	66.7
	こども・子育て支援事業	48	10	38	380.0
	辺地対策事業	63	30	33	110.0
	過疎対策事業	1,305	1,057	248	23.5
	計	7,988	7,243	745	10.3
	臨時財政対策債		183	764	▲ 581
(一般会計債等分計)		8,171	8,007	164	2.0
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	2,214	1,769	445	25.2
	水道事業(簡易水道)	85	65	20	30.8
	交通事業(一般交通)	18	17	1	5.9
	交通事業(都市高速鉄道)	220	254	▲ 34	▲ 13.4
	病院事業	1,376	1,051	325	30.9
	下水道事業	3,576	3,299	277	8.4
	工業用水道事業	130	84	46	54.8
	電気事業	46	45	1	2.2
	ガス事業	6	6	0	0.0
	介護サービス事業	28	26	2	7.7
	市場事業	98	48	50	104.2
	と畜場事業	3	1	2	200.0
	駐車場事業	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	小計	7,801	6,667	1,134	17.0
	港湾整備事業	20	21	▲ 1	▲ 4.8
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8	5	3	60.0	
小計	28	26	2	7.7	
計	7,829	6,693	1,136	17.0	
計	16,000	14,700	1,300	8.8	

注1) 事業等名は、令和7年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計2億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

注5) 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

Ⅱ 令和7年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

足許、国内では、令和6年3月に日銀がマイナス金利政策を解除して以降、政策金利の引き上げなど金融正常化に向けた動きが進められている一方、FRBやECBによる利下げ動向など、様々な要因により、国内外ともに市場環境の先行きが見通しにくい状況となっていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。また、国内グリーンボンドを着実に発行し、投資家層の拡大に努める。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努める。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後の ESG 債発行の在り方について、ESG 投資の動向に留意しながら引き続き検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとすることで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じて Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本

市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和7年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和7年度においては、表2のとおり公募債を1兆855億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,895億円発行するほか、長期借入を750億円行い、合計で1兆6,500億円を調達する予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり2,900億円を発行する予定である。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和7年度	令和6年度
国内債	6,100億円	6,100億円
10年債	2,700億円	2,700億円
20年債	1,000億円	1,000億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP債	2,000億円	2,000億円
国外債	3,000億円	3,000億円
フレックス枠	1,755億円	1,755億円
計	10,855億円	10,855億円

- ※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
- ※ 国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。
- ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和7年度	令和6年度
地共連引受債	1,500億円	3,000億円
10年債	750億円	1,500億円
20年債	750億円	1,500億円
地共済引受債	3,395億円	2,395億円
10年債	1,775億円	1,075億円
20年債	1,620億円	1,320億円
計	4,895億円	5,395億円

- ※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和7年度	令和6年度
	750億円	750億円

- ※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和7年度	令和6年度
4年債	2,900億円	2,700億円
計	2,900億円	2,700億円

- ※ 令和6年度については、当初計画額を記載。

4 合計

合計	令和7年度	令和6年度
	19,400億円	19,700億円
政府保証債除く	16,500億円	17,000億円

Ⅲ 令和7年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。特に、中期的観点として、DXの推進を含めた本格化する人口減少への対応や、国内外のサステナビリティに資する取組への期待の高まりを踏まえたGXの推進に重点を置く。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和7年度地方支援業務の概要

「調査研究」については、地方財政等に関する研究者への助成事業を実施するとともに、国立大学法人政策研究大学院大学と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組む。また、地方公共団体の先進事例の調査研究を拡充するほか、地域金融、地方財政、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究を実施するなど、地方財政分野の調査研究を充実させ、一層の広がりを持つよう取り組む。

「人材育成・実務支援」については、総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を、新たな課題に対応するために拡充して実施するほか、公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と連携・協力し、地方財政に関する講座を共催で実施するなど市町村職員等への研修内容の一層の充実を図る。さらに、遠隔地や小規模な団体も含めた地方支援業務の効果向上のため eラーニングコンテンツの充実やAIを活用した地方公共団体の相談への対応などICT技術を活用した人材育成に取り組む。

「情報発信」については、地方公共団体の地方支援業務の一層の活用促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を

図る。特に令和7年度においては、新たに上記のような全国市町村研修財団との連携により、首長・地方議会議員・市町村職員に向け、地方公共団体が活用できる地方支援の内容について直接的にアピールするとともに、財団季刊誌への寄稿や広報などを開始する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、地方財政等に関する研究者に対して助成を行い、それらの成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS 連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催を通じて広く地方公共団体等に還元する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体全体の地域金融機関等からの借入動向や地域金融機関の経営状況が地方公共団体に与える影響等について調査研究を実施するとともに、地方公共団体における資金運用動向を調査する。

③ 地方財政等に関する調査等

地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施する。

④ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度及びその運用、同制度の前提となる地方自治制度のほか機構と類似の資金調達機関の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、共同で調査研究を実施する。

⑤ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら、地方公共団体の関心の高い分野に関する先進事例について更なる調査研究を実施する。

⑥ 地方財政等に関する研究者に対する助成事業

若手研究者の成長、ひいては地方財政に関する研究の発展を目的として、地方財政に関連する研究に取り組む若手研究者に対して助成を行う。また、公営企業の健全な経営に資することを目的として、公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して助成を行う。

⑦ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート New Octagon の活用促進を図るとともに、財政分析・財政診断の更なる拡充に向けた検討を進める。

⑧ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査・支援の提案

地方財務状況調査の機会を活用して、調査対象団体の実務担当者等に対し、地方支援部が提供している各種支援サービスの PR を行いつつ積極的な活用を促すとともに、当該団体の活用状況やニーズに適した各種支援サービスの提案を行い、また、ニーズに応じた新たな支援の創設や拡充を図る。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーや、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用する。

また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上

を図るため、総務省と機構の共同事業として、市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。令和7年度は、アドバイザーを派遣する支援分野について、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）、地方公共団体のDX・GX及び首長・管理者向けトップセミナーに加え、新たに、地方公共団体間の広域連携及び地方税務行政のDX等を追加する。

② JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業のDXなど、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

JFM 地方公営企業セミナーについては、JIAMとの共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達、資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とし、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

④ 関係機関との共催事業

JAMP及びJIAMとの共催により、首長・議員向け研修のほか、財政運営・資金調達及び運用等に係る基礎的知識から専門的知識までの習得及び実務遂行能力の向上を目的とした研修を実施するほか、一般財団法人地方自治研究機構（RILG）が実施する講習会の一部を新たに共催とすることで、機構が提供する人材育成の機会や内容を更に充実させる。

⑤ eラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供する。

また、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにする。

⑥ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web 会議システム等）で講座を実施する。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行う。

⑦ 実務支援（個別相談）

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web 会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施する。

また、財政・会計担当者向けに、相談内容やキーワードを入力すると回答が表示される AI を活用した情報ツール（AI チャットボット）の開発に着手する。

(3) 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、JAMP・JIAM・RILG と新たに開始する共催講座の機会を通じ、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議会議員に対し、活用できる地方支援業務の内容について直接的なアピールに努めるなど、情報提供機会の拡充を図るとともに、パンフレット・リーフレット・PR 動画・雑誌への寄稿や広告、AI チャットボットなど、情報提供の媒体についても一層の多様化に努める。

その際、パンフレットなど間接的な広報媒体については、地方支援業務を活用した地方公共団体の職員の評価や活用した団体の具体的な支援ニーズを示すなど、未利用団体の活用を促す内容を充実させる。

また、先進事例検索システムの掲載事例の充実等を行うほか、金融知識、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報をホームページで積極的に発信するなど、機構ホームページにおける情報のプラットフォーム機能の充実を図る。

IV 令和7年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認の維持・強化を図るため、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状態が続き様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症に備え、緊急時にも業務継続が可能な体制を整備する。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

- ④ 新 ALM システムを活用し、市場環境の急変の際、迅速に管理指標の計算やシミュレーションを実施しリスク管理の経営判断に反映させるだけでなく、管理指標の見直しや追加も検討し、機構のリスク管理の精度向上に努める

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークや web 会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和7年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和7年度における組織・体制の整備

調査研究機能の更なる強化を図るため、新たな体制を整備する。

また、高度かつ多様な業務を的確に遂行するため、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、働き方改革等による職員実数の変動への柔軟な対応を前提とした職員数を確保する必要があることなどを踏まえ、新卒・中途採用により優秀な人材を獲得する。

さらに、職員が持つ能力を最大限発揮できるようにするため、適材適所での配置を行うとともに、機構職員の育成方針に基づき、地方財政と金融に関する研修等を積極的かつ計画的に実施して人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

また、昨今のサイバー攻撃の増加並びに巧妙化、高度化に鑑み、情報セキュリティに関する情報の収集及び対策、並びに役職員に対しての周知啓発を継続して行っていく

あわせて、機構における事務の点検・見直しを行い、業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る。

3. サステナビリティに関する取組の推進

基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、サステナビリティ委員会の審議を通じて、取組を組織全体として推進する。また、国内外の開示基準の動向や類似機関の情報開示の状況を踏まえ、機構として更なる情報開示の充実を図る。